

科目名	民事訴訟法	科目分類	■専門科目群 (第1グループ) □総合科目群 (第2グループ)
			法律 学科 □必修 ■選択 学科 □必修 □選択
英文表記	Law of Civil Procedure	開講年次	□1年 □2年 ■3年 □4年
ふりがな	かわぐち まこと	開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中
担当者名	川 口 誠	修得単位	4単位
授業のテーマ	民事紛争解決法の基礎的理解		
授業概要	<p>民事訴訟法は、私人の日常生活上の紛争を法的に解決する方式に関する一般法であり、民事訴訟法学は、訴訟を含むあらゆる民事紛争の解決方式および関連諸制度について、あるべき形態と理想の有機的構成を考察するものです。</p> <p>民法などの実体法を中心に学んできた学生諸君にとって、手続法は異質であるためか、難解だと思われるがちです。訴訟を1つのシステムととらえ、全体的視点から基本構造・理念をおさえ、これを基に細部を検討する方法で、より容易に理解できるはずで、まずはこの森全体の構造、骨格、システムの設計方針の理解を目指します。</p>		
到達目標	民事訴訟を含む民事の紛争解決制度、および民事訴訟の基本構造、骨格、システムの設計方針が理解できるようになる。		
授業時間外の学習	講義の進行とは別に、できる限り早い段階で、手続きの全体の流れを把握する目的で、テキストを最後まで通読(速読)してください。講義で、システム全体を構成する個々のサブシステムを学ぶ際には、常にシステム全体を意識して、位置付けを明確にして学んでください。		
履修条件	民法などの民事実体法の理解が必要になることがあります。		
授業計画			
第1回	ガイダンス・民事紛争とその解決方法①	第17回	当事者イニシアチブ②
第2回	民事紛争とその解決方法② ADR	第18回	(2) 審理進行 裁判所イニシアチブ①
第3回	民事紛争とその解決方法③ 和解等	第19回	裁判所イニシアチブ②
第4回	訴訟 訴訟の開始と進行・訴え①	第20回	口頭弁論と審理に関する諸原則②
第5回	口頭弁論の準備・争点整理①	第21回	証拠・証拠調べ 証拠の種類等
第6回	口頭弁論の準備・争点整理②	第22回	証拠の評価・証明責任
第7回	訴訟の主体Ⅰ 当事者①	第23回	訴訟の終了 (1) 当事者の行為等による終了
第8回	当事者②・訴訟上の代理人	第24回	(2) 終局判決による終了
第9回	訴訟の主体Ⅱ 裁判所・管轄①	第25回	(3) 判決の効力 既判力など
第10回	裁判所・管轄②・移送	第26回	複雑訴訟形態 請求の複数①
第11回	訴訟の客体 訴え② 訴訟物①	第27回	請求の複数②
第12回	訴訟物②	第28回	多数当事者訴訟①
第13回	訴訟物③	第29回	多数当事者訴訟②
第14回	訴訟の審理過程 口頭弁論と審理に関する諸原則①	第30回	上訴・再審、少額訴訟など
第15回	審理過程における裁判所と当事者の分担	第31回	定期試験
第16回	(1) 裁判資料収集 当事者イニシアチブ①		
テキスト	上原・池田・山本(和) 著『民事訴訟法 [第7版]』(有斐閣Sシリーズ)		
参考文献・資料	講義で適宜指摘する。		
成績評価の方法	期末試験 75%に、小テスト・レポート 15%、授業態度 10%で、総合評価。		
成績評価基準	<p>【平成27年度(2015)以前に入学した学生】 優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)</p> <p>【平成28年度(2016)以降に入学した学生】 秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)</p>		

	※出席回数が規定に満たない場合、試験を受けることができません。
オフィスアワー	毎週火曜日 10:40-12:10、木曜 13:00-14:30
学生への メッセージ	手続法は、木を見て森を見ない方法では深い森で迷います。分かれ路の多い分野です。テキストの通読を勧めます。